

香川県報



第 62 号

平成 16 年

8月6日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）

ページ

告示	新たに生じた土地を確認した旨の届出（二件）	（自治振興課）	一
	○字の区域に編入する旨の届出（二件）	（ " " ）	
	○生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定	（健康福祉総務課）	二
	○生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出	（ " " ）	
	○生活保護法の規定による指定医療機関の指定の辞退	（ " " ）	三
	○生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定	（ " " ）	
	○生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出	（ " " ）	
	○身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障害福祉課）	四
	○身体障害者福祉法の規定による更生医療担当機関の指定	（ " " ）	
	○身体障害者福祉法施行令の規定による指定更生医療機関の所在地の変更の届出	（ " " ）	
	○道路の区域変更（三件）	（道路保全課）	六
	○道路の供用開始	（ " " ）	
公告	○土地改良区の定款の変更の認可	（土地改良課）	七
	○土地改良区の役員の就任の届出	（ " " ）	
教育委員会公告	○総合評価一般競争入札の実施		八
地方労働委員会告示	○香川県地方労働委員会あつせん員候補者の委嘱		一一

告示

●香川県告示第五百三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、丸亀市の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨、丸亀市長から届出があった。

平成十六年八月六日

香川県知事 真鍋武紀

位 置	面 積
丸亀市広島町江の浦字竹ノ浦二の五、二の二〇の地 先の公有水面埋立地	五一四・二五平方メートル
丸亀市広島町江の浦字竹ノ浦一六の二及び立石字下 分六五九の二の地先の公有水面埋立地	六二五・二四平方メートル
丸亀市広島町立石字下分六五九の三の地先の公有水 面埋立地	一一八・一六平方メートル

●香川県告示第五百三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、さぬき市の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨、さぬき市長から届出があった。

平成十六年八月六日

香川県知事 真鍋武紀

位 置	面 積
さぬき市津田町鶴羽字西代七七八の二及び津田町鶴 羽字鶴部一二九四の二、一二九四の八の地先の公有 水面埋立地	三五、六三三・七六平方メー トル

●香川県告示第五百三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に編入する旨、丸亀市長から届出があった。

平成十六年八月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	丸亀市広島町江の浦字竹ノ浦	下 欄	丸亀市広島町江の浦字竹ノ浦二の五、二の二〇の地 先の公有水面埋立地
	丸亀市広島町江の浦字竹ノ浦一六の二及び立石字下 分六五九の二の地先の公有水面埋立地の一部		丸亀市広島町江の浦字竹ノ浦一六の二及び立石字下 分六五九の二の地先の公有水面埋立地の一部
	丸亀市広島町立石字下分 六五九の二の地先の公有水面埋立地の一部		丸亀市広島町立石字下分六五九の三の地先の公有水 面埋立地

●香川県告示第五百三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に編入する旨、さぬき市長から届出があった。

平成十六年八月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	さぬき市津田町鶴羽字西代	下 欄	さぬき市津田町鶴羽字西代七七八の二及び津田町鶴 羽字鶴部一二九四の二、一二九四の八の地先の公有 水面埋立地
-----	--------------	-----	---

●香川県告示第五百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年八月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日

指定訪問看護事業者

訪問看護ステーション

平成一六、七、一	医療法人圭 良会	主たる事務所の所在地 仲多度郡琴平町一六七 番地	訪問看護 ステーション いの森	所在地 仲多度郡仲南 町大字十郷二 二一―三
----------	-------------	--------------------------------	-----------------------	---------------------------------

●香川県告示第五百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年八月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
平成一六、六、三〇	医療法人圭 良会	仲多度郡琴平町一六七 番地	訪問看護 ステーション いの森	仲多度郡琴平 町一六七番地

●香川県告示第五百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があった。

平成十六年八月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

辞退年月日	名称	所在地
平成一六、七、一七	久本歯科医院	仲多度郡多度津町仲ノ町二番三号

●香川県告示第五百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年八月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、七、一五	介護サービスオレ ンジハウス さぬき市大川町富 田中七二四番地	有限会社和 さぬき市大川町富 田中七二四番地	訪問介護 居宅介護支援
平成一六、七、一	訪問看護ステーション いこいの森 仲多度郡仲南町大 字十郷二二一―三	医療法人圭良会 仲多度郡琴平町一 六七番地	訪問看護
平成一六、七、一	医療法人圭良会訪 問介護いこいの森 仲多度郡仲南町大 字十郷二二一―三	医療法人圭良会 仲多度郡琴平町一 六七番地	訪問介護
平成一六、六、二一	テンテンケアサー ビス 香川郡塩江町大字 上西乙一―一六番 地二六	テンテンケアサー ビス有限会社 香川郡塩江町大字 上西乙一―一六番 地二六	訪問介護

●香川県告示第五百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年八月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、六、一八	片山医院 観音寺市観音寺町 甲三〇九九	片山 貞志 観音寺市観音寺町 甲三〇九九	訪問看護 訪問リハビリテー ション 居宅療養管理指導
平成一六、六、三〇	瀬戸調剤薬局 綾歌郡宇多津町浜 五番丁五三番地一	株式会社瀬戸リ ス 丸亀市土器町西七 丁目一〇四番地	居宅療養管理指導
平成一六、六、三〇	医療法人圭良会訪 問介護いこいの森 仲多度郡琴平町一 六七番地	医療法人圭良会 仲多度郡琴平町一 六七番地	訪問介護
平成一六、二、二九	医療法人社団讃陽 堂松原病院 木田郡三木町池戸 二二六二番地	医療法人社団讃陽 堂 木田郡三木町池戸 二二六二番地	短期入所療養介護
平成一六、六、二〇	テンテンケアサー ビス 香川郡塩江町大字 上西乙六八番地九	テンテンケアサー ビス有限会社 香川郡塩江町大字 上西乙六八番地九	訪問介護

●香川県告示第五百四十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二三〇八十三号）第十五条第一項の規定による医師を平成十六年八月一日次のとおり指定した。

平成十六年八月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

呼吸器	じん臓	心臓	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	視覚	視覚	障害の種類
外科	内科	循環器科、 内科、リハ ビリテーシ ョン科	整形外科	整形外科	整形外科	整形外科	整形外科	整形外科	整形外科	リハビリテ ーション科	眼科	眼科	診療科名
黄政龍	岡本雅也	三谷禎二	小野和英	濱浪一則	笠井時雄	松浦一平	阿達啓介	西川正史	小国孝		都村豊弘	白神千恵子	医師の氏名
香川大学医学部附属 病院	独立行政法人労働者 健康福祉機構香川労 災病院	医療法人社団三谷医 院	土庄国民健康保険 土庄中央病院	さぬき市民病院	医療法人財団大樹会 総合病院回生病院	医療法人財団大樹会 総合病院回生病院	三豊総合病院	三豊総合病院	医療法人社団小国医 院		聖マルチン病院	香川大学医学部附属 病院	所属病院又は 診療所の名称
戸一七五〇一一	丸亀市城東町三―三 ―一	丸亀市飯野町東二― 三九六―一	小豆郡土庄町湊崎甲 一四〇〇―一二	さぬき市寒川町石田 東甲三八七―一	坂出市室町三―五― 二八	坂出市室町三―五― 二八	三豊郡豊浜町大字姫 浜七〇八	三豊郡豊浜町大字姫 浜七〇八	仲多度郡満濃町大字 四條七七七		坂出市谷町一―四― 一三	木田郡三木町大字池 戸一七五〇一一	所 在 地

●香川県告示第五百四十六号

呼吸器	呼吸器	呼吸器	呼吸器	呼吸器	呼吸器	呼吸器	呼吸器	呼吸器	呼吸器	呼吸器	呼吸器	呼吸器
腸、小腸、じ ん臓	ぼうこう・直 腸、小腸、じ ん臓	腸、小腸	ぼうこう・直 腸、小腸	呼吸器	呼吸器	呼吸器	呼吸器	呼吸器	呼吸器	呼吸器	呼吸器	呼吸器
形成外科	形成外科	小児外科	小児外科	内科	内科	内科	内科	内科	内科	内科	外科	外科
井川浩晴	野田卓男	中島茂	大塩猛人	近藤隆史	岡隆彦	塩見勝彦	石川真也	山本恭通	香川大学医学部附属 病院	香川大学医学部附属 病院	香川大学医学部附属 病院	香川大学医学部附属 病院
木田郡三木町大字池 戸一七五〇一一	木田郡三木町大字池 戸一七五〇一一	木田郡三木町鹿伏三 七三一―一	木田郡三木町大字池 戸一七五〇一一	坂出市室町三―五― 二八	丸亀市西平山町一七 ―一	丸亀市城東町三―三 ―一	木田郡三木町大字池 戸一七五〇一一	木田郡三木町大字池 戸一七五〇一一	香川医療生活協同組 合善通寺診療所	香川大学医学部附属 病院	香川大学医学部附属 病院	香川大学医学部附属 病院
善通寺市上吉田町六 ―八―九	木田郡三木町大字池 戸一七五〇一一	木田郡三木町大字池 戸一七五〇一一	木田郡三木町大字池 戸一七五〇一一	坂出市室町三―五― 二八	丸亀市西平山町一七 ―一	丸亀市城東町三―三 ―一	木田郡三木町大字池 戸一七五〇一一	木田郡三木町大字池 戸一七五〇一一	香川医療生活協同組 合善通寺診療所	香川大学医学部附属 病院	香川大学医学部附属 病院	香川大学医学部附属 病院

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の二第一項の規定により、更生医療を担当させる医療機関を平成十六年八月一日次のとおり指定した。
平成十六年八月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

医療機関の名称	所在地
レイ薬局多度津店	仲多度郡多度津町北嶋二一〇一
ひかみ調剤薬局	木田郡三木町大字氷上字境瀨二二三二六
有限会社正木薬局かも店	坂出市加茂町字井手西五七八一五
有限会社正木薬局正木調剤薬局	綾歌郡飯山町川原二二八一四〇
有限会社正木薬局あおい調剤薬局	坂出市加茂町字井手西五〇一七
株式会社正木正木薬局川原店	綾歌郡飯山町川原八三二一九
株式会社正木あおぞら調剤薬局	三豊郡詫間町大字松崎三〇三二五
くすのき調剤薬局	木田郡三木町大字池戸三三三六一

●香川県告示第五百四十七号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第二十三条の規定により、指定医療機関から当該指定に係る医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。
平成十六年八月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

医療機関の名称	変更後所在地	変更年月日
有限会社アインズ調剤薬局ハーモニ	善通寺市中村町九〇〇一	平成十六年八月二日

●香川県告示第五百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年八月六日から同月二十七日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年八月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

区 間	変更前後別		備考
	前	後	
一 道路の種類 国道（一般） 二 路線名 四百三十六号 三 道路の区域	敷地の幅員（メートル） 一九・七	敷地の幅員（メートル） 四四・〇	道路改築事業によるパイパス建設
	敷地の幅員（メートル） 四〇・〇	敷地の幅員（メートル） 三三八	
小豆郡内海町安田字古郷甲一〇七 九番地先から 小豆郡内海町安田字走り出甲一〇三二番地先まで	敷地の幅員（メートル） 二二・七	敷地の幅員（メートル） 四四・〇	

●香川県告示第五百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年八月六日から同月二十七日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年八月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

区 間	変更前後別		備考
	前	後	
一 道路の種類 県道（主要地方道） 二 路線名 岡田善通寺線（四十七号） 三 道路の区域	敷地の幅員（メートル） 延 長	敷地の幅員（メートル） 延 長	
	敷地の幅員（メートル） 延 長	敷地の幅員（メートル） 延 長	

綾歌郡綾歌町岡田西字井岡八四七番二地先から	前	七・〇 一五・〇	二七〇	道路改修工事に伴う現道拡幅
綾歌郡綾歌町岡田西字東原一〇七八番一地先まで	後	一三・〇 四七・〇	二七〇	

●香川県告示第五百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年八月六日から同月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年八月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 岡田丸亀線（百九十五号）
- 三 道路の区域

綾歌郡綾歌町岡田上字池ノ内二四番一〇地先から	前	三・五 一一・〇	八三三	道路改修工事に伴う現道拡幅及び国道三十二号へのアクセス道整備
綾歌郡綾歌町岡田上字池ノ内二四番一〇地先から	後	一一・五 四九・〇	八三三	

綾歌郡綾歌町岡田上字平塚一一四二番三地先から	後	一八・〇 二七・〇	六〇
綾歌郡綾歌町岡田西字池ノ内七番一地先まで			

●香川県告示第五百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年八月六日から同月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年八月六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 坂手港線（二十八号）
- 三 道路の区域

小豆郡内海町苗羽字カチ山甲一三六七番一 地先から	敷地の幅員 (メートル)	八・四	延 長 (メートル)	五九	備 考
小豆郡内海町苗羽字中越甲一〇七四番四地 先まで		二四・八			平成十四年 香川県告示 第五百八十 六号で変更 した区域

四 供用開始の期日 平成十六年八月六日

公 告

●香川県告示第四百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、観音寺市常磐土地改良区の定款の変更を平成十六年七月二十二日認可した。

平成十六年八月六日

香川県知事 真鍋武紀

●香川県公告第四百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、観音寺市豊田土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十六年八月六日

香川県知事 真鍋武紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住	所	退任年月日
理事	高津 吉一	観音寺市新田町二七四番地		平成一六、五、六
	今西 貞雄	〃	六一番地	〃
	景山 晃男	〃	六〇六番地	〃
	藤井 正恒	〃	九〇五番地一	〃
	資延 貢	〃	一〇四〇番地一	〃
	藤田 嘉吉	〃	原町一四五五番地	〃
	高畑 貞司	〃	新田町一五五七番地一	〃
	西山 正勝	〃	一六八一番地	〃
	齋藤 英孝	〃	一八三一番地一	〃
	藤田 芳種	〃	二二七七番地	〃
	豊田 貞雄	〃	原町六〇番地	〃
	小林庄太郎	〃	五一一五番地	〃
	高橋 彰	〃	一一〇二番地	〃
	藤田 盛義	〃	一〇七番地二	〃
	大西 博章	〃	池之尻町三一一三番地二	〃
	片山 亨	〃	六八六番地四	〃
	近藤 幸吉	〃	七七〇番地	〃
	横山 利宜	〃	一五八〇番地二	〃
	篠原 貞夫	〃	一三一九番地	〃

二 就任した役員

役員の種類	氏名	住	所	就任年月日
理事	業天 賢治	観音寺市新田町一〇二番地		平成一六、五、七
	今西 貞雄	〃	六一番地	〃
	高橋 圭一	〃	五八五番地一	〃
	藤井 兼男	〃	八八三番地	〃
	資延 貢	〃	一〇四〇番地一	〃
	豊田 敏計	〃	一三七七番地	〃
	吉田 正敏	〃	一五二九番地	〃
	西山 正勝	〃	一六八一番地	〃
	齋藤 英孝	〃	一八三一番地一	〃
	藤田 芳種	〃	二二七七番地	〃
	高橋 宏俊	〃	一七五六番地	〃
	小林 正幸	〃	原町四五七番地	〃
	高橋 彰	〃	一一〇二番地	〃
	横山 勝	〃	一〇五番地一	〃
	新田 隆博	〃	池之尻町四七五番地	〃
	片山 正八	〃	六八三番地二	〃
	橋本 頼勝	〃	一一三八番地	〃
	近藤 幸吉	〃	七七〇番地	〃
	横山 利宜	〃	一五八〇番地二	〃
	合田 敷利	〃	一五二七番地一	〃
	堀川 近義	〃	一〇八番地	〃

監事 高畑 俊幸 “ 新田町一五三二番地二
 “ 石井 崇雄 “ 原町六六一番地二
 “ 近藤 徹 “ 池之尻町七六〇番地
 “ “ “

教育委員会公告

●香川県教育委員会公告第五号

次のとおり総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

平成十六年八月六日

香川 県 教 育 委 員 会

一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 家庭に眠っている本を蔵書として再生する業務 一式
- 2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 委託期間 契約締結日から四箇月間とする。
- 4 入札方法

入札者は、入札書を含む提案書等を提出すること。必要書類の種類及び部数については入札説明書による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たすものであること。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しないものであること。
- 2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。

3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

4 公告の日から過去五年以内に、国（公社、公団等を含む。）、県又は他の地方公共団体と同規模又はそれ以上の貨物自動車運送の契約を締結し、当該契約を完結又は履行中であることの実績を証明した者であること。

三 入札に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十六年八月二十三日（月）午後五時までに四の1の(二)の(2)の場所に提出し、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該契約を履行することができると認められた者に限り入札の対象とする。

四 提案書等の提出及び入札等

1 提案書等の提出

- (一) 提案書等を持参する場合
 - (1) 日時 平成十六年九月七日（火）午後一時から午後二時まで
 - (2) 場所 天神前分庁舎八階第二会議室（高松市天神前六番一号）
- (二) 郵便又は信書便による入札 可とする。ただし、郵便による送付とし書留親展のものに限る。

(1) 受領期限 平成十六年九月六日（月）午後五時

(2) 送付先 郵便番号七六〇一八五八二 高松市天神前六番一号 天神前分庁舎
 香川県教育委員会事務局生涯学習課総務・生涯学習推進グループ

(三) 提案書等のすべての書類が揃っていない場合は失格とする。

2 入札

(一) 日時 平成十六年九月七日（火）午後二時

(二) 場所 天神前分庁舎八階第二会議室（高松市天神前六番一号）

3 入札説明会の日時及び場所

(一) 日時 平成十六年八月二十日（金）午前十時

(二) 場所 天神前分庁舎八階第一会議室（高松市天神前六番一号）

五 落札者の決定方法

県が設定する予定価格に百五分の百を乗じて得た金額の範囲内の価格で入札した者であつて、仕様書記載の要件をすべて満たし、かつ、別記の家庭に眠っている本を蔵書として再生する業務に係る落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）により得られた各項目の得点の合計が最も高いものを落札者とする。

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金 規則第二百五十二条各号に該当する場合は免除

3 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第一百七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

6 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

7 契約書作成の要否 要

8 問い合わせ先 郵便番号七六〇―八五八二 高松市天神前六番一号 天神前分庁舎
香川県教育委員会事務局生涯学習課総務・生涯学習推進グループ
電話番号〇八七―八三―三七七一

9 その他 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

別記 家庭に眠っている本を蔵書として再生する業務の委託に関する落札者決定基準

項番	評価の要素	要件	評価基準	採点基準	配点
1	緊急地域雇用創出特別基金事業実施要領の遵守	必須	次のすべての基準を満たしていること。 ・全事業費に占める人件費の割合が70%以上 ・業務に従事する全労働者に占める新規雇用する失業者の割合が85%以上	基準を満たしているものについて以下の項目を採点する。	
2	事業に係る経費	必須	18,590,000円（消費税及び地方消費税含む。）以内である。	$500 - \frac{\text{入札価格} \times 1.05}{\text{予定価格}} \times 500$	500
3	県民等への事業の案内と協力依頼	必須	仕様書に示された要求をすべて満たし、かつ、その実現方法が提案されている。	事業の周知と県民の協力を得るための有効な方針が具体的かつ的確に提案されており、その内容が優れている。	60
4	回収依頼の受付と回収日の調整	必須	仕様書に示された要求をすべて満たし、かつ、その実現方法が提案されている。	県民が回収依頼を行いやすい有効な方針が具体的かつ的確に提案されており、その内容が優れている。	70
5	家庭等への巡回回収	必須	仕様書に示された要求をすべて満たし、かつ、その実現方法が提案されている。	県民が図書の提供を行いやすい有効な方針が具体的かつ的確に提案されており、その内容が優れている。	110
6	回収センターの設置	必須	仕様書に示された要求をすべて満たし、かつ、その実現方法が提案されている。	訪問者が利用しやすい有効な方針が具体的かつ的確に提案されており、その内容が優れている。	90
7	回収センターでの図書の分類と整理	必須	仕様書に示された要求をすべて満たし、かつ、その実現方法が提案されている。	実現方法についての有効な方針が具体的かつ的確に提案されており、その内容が優れている。	50
8	回収センターを訪れる学校等への対応	必須	仕様書に示された要求をすべて満たし、かつ、その実現方法が提案されている。	訪問者が利用しやすい有効な方針が具体的かつ的確に提案されており、その内容が優れている。	30
9	回収した図書及び学校等が引き取った図書のリスト作成並びに報告等	必須	仕様書に示された要求をすべて満たし、かつ、その実現方法が提案されている。	実現方法についての有効な方針が具体的かつ的確に提案されており、その内容が優れている。	60
10	引き取り手のない図書の処分	必須	仕様書に示された要求をすべて満たし、かつ、その実現方法が提案されている。	実現方法についての有効な方針が具体的かつ的確に提案されており、その内容が優れている。	30
	合計				1,000

地方労働委員会告示

●香川県地方労働委員会告示第二号

香川県地方労働委員会あつせん員候補者を次のとおり委嘱した。

平成十六年八月六日

香川県地方労働委員会会長 細川 進

委嘱

氏名	中野 耕三
生年月日	昭和二十二年八月二十日
現職	香川県経営者協会専務理事(兼)事務局長 香川県地方労働委員会委員
経歴	四国生産性本部署務局長
住所	高松市多肥上町一 一六六一
電話番号 連絡先	〇八七—八八八—〇七二六(自宅) 〇八七—八二一—四六九一(協会)
委嘱年月日	平成十六年七月二十七日

平成十六年八月六日印刷発行

印刷発行所 香川
県庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています